

本書面の内容を十分よくお読みください

投資顧問契約書

この書面は金融商品取引法第37条の4の規定に基づき、契約締結時にお客様に交付しなければならない「契約締結時の書面」です。

申込者（以下甲という）と今福博文（デイボード株式投資顧問、以下乙という）とは次の通り投資顧問契約を締結した。

第1条（契約の目的）

甲は金銭もしくは有価証券の運用に関して、乙の投資顧問サービスを受ける事を申し入れ、乙はこれを承諾した。

第2条（投資顧問サービスの内容及び方法）

乙は有価証券の価値又は情報、分析に基づく投資判断に関して電話、文書、メール、その他の方法により甲へアドバイスをを行う。

第3条（分析担当者及び助言者）

分析者又は投資判断者及び助言者

今福 博文 NPO法人日本テクニカルアナリスト協会
認定テクニカルアナリスト（CMTA）

第4条（投資顧問料）

1、報酬体系：

区分	料金	支払い方法
年会費	39800円（税込）	カード又は銀行振込み
成功報酬	25%＋消費税	カード又は銀行振込み

2、報酬の支払い：

年会費については入会時と、年に1回の更新時にご請求させていただきます。

成功報酬については毎月月初に前月分の月額報酬を計算し、電子メールにてご請求させていただきます。

クレジットカード決済の場合、請求メールに基づき決済手続きをして下さい。

お支払いは戦略ごとに発生し相殺や合算は行いません。

第5条（秘密の保持）

- 1、 乙は本契約に関して知り得た甲の資産の内容及び、その管理状況並びにその他個人の事情についての事情についての秘密を厳守するものとする。
- 2、 甲は乙の提供する助言の内容を第三者に漏洩し、又は第三者と共同して利用しないものとする。

第6条（運用の責任）

- 1、 資産の運用は、甲が自己の責任において行うもので有り、その結果甲に損害が生じても乙は損害についてはその責任を負わない。
- 2、 乙の責任に帰する事のできない事由により生じた損害については、その責任を負わない。システムは天変地異、通信機関の故障、インターネットの問題、甲個人のコンピューターによる問題などを含め様々な原因があり甲に損害が発生することがあっても、乙はこれを賠償する責任を負わない。

第7条（損失補填、利回り保証等の禁止）

乙は甲に対し直接的又は間接的であるかを問わず、損失の補填や特別の利益供与を行うものではない。

第8条（届出事項の変更）

- 1、 甲が乙に届けた氏名、住所、連絡先、電話番号等に変化が生じた場合は、遅滞なく乙まで届けるものとする。
- 2、 前項の届出がない為、又は乙の責によらないで乙かたの通知又は送付書類、その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものと見なす。

第9条（通信障害による免責事項）

乙以外を起因とする通信障害の発生により、乙から甲への情報提供が一時的に不可能もしくは情報提供の遅延が起きた場合には、乙は甲に対して一切の責任を負わない。

第10条（お客さまの債権の優先弁済権）

甲は、投資顧問契約により生じた債権に関し、乙が差入れている金融商品取引業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有します。

第11条（投資助言契約の概要）

投資助言契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断を、甲に助言する契約です。乙の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、全ての甲に帰属します。乙の助

言は甲を拘束するものではなく、有価証券の売買を強制するものではありません。売買の結果、甲に損害が発生することがあっても、乙はこれを賠償する責任は負いません。

第12条（クーリング・オフ条項）：※あり

契約締結時の書面を受け取った日（インターネットの場合はお申し込み日）から起算して10日以内に、書面により契約を解除することができます。契約の解除日は、甲がその書面を発した日となります。

なお、契約解除の場合は、日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日（インターネットの場合はお申し込み日）から解除日間での日数）をいただきます。クレジット決済手数料及び事務手数料（3150円）を別途請求させていただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てます。解除日までに助言を行わなかった場合は、契約締結のために要する費用（封筒代、クレジット決済手数料、事務手数料、通信費等）をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。なおクーリングオフ期間に成功報酬が発生した場合はお支払いいただきます。ポジションを持っていた場合は書面を発した日時で決済したものと計算させていただきます。

第13条（禁止事項）

投資助言業者は、次のことが法律で禁止されています。

1. 顧客を相手方として又は顧客のために証券取引行為を行うこと。

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

○次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

2. 弊社及び弊社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭・有価証券の預託を受けること

3. 顧客への金銭・有価証券の貸付、又は貸付の第三者への媒介、取り次ぎ、代理を行うこと

第14条（契約期間）

契約の有効期間は、契約締結の日から1年とする。尚、甲から乙への入金により本契約は成立する。ただし期間満了の5営業日前までに甲乙両者のうちどちらからも契約終了の申出がない限り、この契約は当初契約期間と同等の期間自動延長されるものとし、その後もまた同様とする。

第15条（協議）

本契約に定めない事項、又は契約事項の解釈上の疑義については甲及び乙は誠意をもって協議の上決定するものとする。

第16条（合意管轄）

本契約に基づく訴訟の管轄は、乙の所在地を管轄とする裁判所とする。

第17条（金融ADR制度の対応）

乙は、金融商品取引法上の「紛争解決措置」として、金融商品取引に関して、万が一、甲との間で紛争が発生した場合の処理について、下記の紛争処理機関と協定を締結しています。

愛知県弁護士会 紛争解決センター

〒4600001 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

愛知県弁護士会館2階 TEL052-203-1777

平成 年 月 日

（甲）住所

氏名 ※別紙参照

（乙）登録番号：東海財務局長（金商）第109号

〒491-0353

愛知県一宮市萩原町萩原字西大畔20番地

デイボード株式投資顧問

代表 今福博文